

Title	第二次世界大戦後におけるフランスのインドシナ復帰：戦時期の清算と対日本人戦犯裁判
Sub Title	Le Retour de la France en Indochine après la Deuxième Guerre Mondiale: La Liquidation de l'époque de Vichy dans la Colonie et les Procès des Criminels de Guerre Japonais
Author	難波, ちづる(Nanba, Chizuru)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2011
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.104, No.2 (2011. 7) ,p.179(27)- 206(54)
JaLC DOI	10.14991/001.20110701-0027
Abstract	<p>第二次世界大戦後、ドゴール率いる新生フランスにとって、東京裁判とサイゴン裁判という二つの対日本人戦犯裁判は、インドシナへの復帰という文脈において大きな意味をもっていた。戦時下インドシナにおける日本との共存関係を否定し、連合国との関係においてその存在感を示すためにも、日本人の戦争犯罪を自ら調査し、裁くことが重要であった。これらの裁判を通してフランスは、戦後国際社会に復帰し、一度途切れた「共和主義的」植民地支配を再開するために必要な基盤を整備しようとしたのである。</p> <p>After the World War II, for the new France led by De Gaulle, two war crime trials against the Japanese people, the Tokyo tribunal and the Saigon trials, had significant meaning in the context of France's return to Indochina.</p> <p>It was important to investigate and judge, by their own initiative, war crimes committed by the Japanese to refute the paragenic relation with Japan during wartime and indicate its presence in relationship with allied countries.</p> <p>Using the trials, France attempted to return to postwar international society and prepare the necessary foundation for resuming the once interrupted "Republican" colonial rule.</p>
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20110701-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第二次世界大戦後におけるフランスのインドシナ復帰一戦時期の清算と対日本人戦犯裁判
—

Le Retour de la France en Indochine après la Deuxième Guerre Mondiale: La Liquidation de l'époque de Vichy dans la Colonie et les Procès des Criminels de Guerre Japonais

難波 ちづる(Chizuru Namba)

第二次世界大戦後、ドゴール率いる新生フランスにとって、東京裁判とサイゴン裁判という二つの対日本人戦犯裁判は、インドシナへの復帰という文脈において大きな意味をもっていた。戦時下インドシナにおける日本との共存関係を否定し、連合国との関係においてその存在感を示すためにも、日本人の戦争犯罪を自ら調査し、裁くことが重要であった。これらの裁判を通してフランスは、戦後国際社会に復帰し、一度途切れた「共和主義的」植民地支配を再開するために必要な基盤を整備しようとしたのである。

Abstract

After the World War II, for the new France led by De Gaulle, two war crime trials against the Japanese people, the Tokyo tribunal and the Saigon trials, had significant meaning in the context of France's return to Indochina. It was important to investigate and judge, by their own initiative, war crimes committed by the Japanese to refute the paragenic relation with Japan during wartime and indicate its presence in relationship with allied countries. Using the trials, France attempted to return to postwar international society and prepare the necessary foundation for resuming the once interrupted "Republican" colonial rule.

第二次世界大戦後における フランスのインドシナ復帰

——戦時期の清算と対日本人戦犯裁判——*

難 波 ちづる

要 旨

第二次世界大戦後、ドゴール率いる新生フランスにとって、東京裁判とサイゴン裁判という二つの対日本人戦犯裁判は、インドシナへの復帰という文脈において大きな意味をもっていた。戦時下インドシナにおける日本との共存関係を否定し、連合国との関係においてその存在感を示すためにも、日本人の戦争犯罪を自ら調査し、裁くことが重要であった。これらの裁判を通してフランスは、戦後国際社会に復帰し、一度途切れた「共和主義的」植民地支配を再開するために必要な基盤を整備しようとしたのである。

キーワード

フランス、インドシナ、植民地支配、戦犯裁判、第二次世界大戦

1 はじめに

1945年3月9日に日本軍が実行した仏印処理によって、フランスは80年にわたってインドシナにおいて維持してきた宗主権を喪失した。8月の日本敗戦によるアジア・太平洋戦争の終結以降、1946年7月のフィリピン独立、1947年8月のインド独立など、連合国が相次いで植民地を手放し、国際的に脱植民地化の潮流が顕著となるなかで、フランスはアジアにおける重要拠点であるインドシナに強い執着を示し、この地に再度、植民地支配を確立することに専心していった。1946年末にはインドシナ戦争へと突入し、1954年の戦争終結後、フランスは次なる独立戦争であるアルジェリア戦争へと向かった。複雑な脱植民地化のプロセスを解き明かすためにも、フランスが第二次世界大戦後、どのようにインドシナにおける植民地支配を復活させようとしたのか、その意図と手法、それらをめぐる状況を明らかにすることは、重要な歴史的意味をもつであろう。

本稿の目的は、ドゴール率いる新生フランスが、戦後のインドシナ復帰にあたってどのような問

* 本論文は、文部科学省科学研究費補助金 若手研究 (B) (課題番号 21720273) の助成を受けた研究成果の一部である。

題に直面し、新たな時代における植民地支配をいかに模索したのかを明らかにすることである。具体的には、第二次世界大戦下のインドシナにおいて確立された反共和主義的なヴィシー体制と、その体制下で行われた「日仏共存」という問題が、インドシナ再支配の過程でどのように認識され、戦後の共和国フランスはこれらをいかに清算し、支配の再開のために辻褄をあわせようとしたのかを分析し、体制と時代の変化が戦後の植民地統治にどのように反映されたのかを考察することである。そのために、東京裁判とサイゴン裁判という、フランスが関わった二つの対日本人戦犯裁判に注目する。これら A 級戦犯裁判と BC 級戦犯裁判の法廷は、アジア・太平洋戦争の全貌を明らかにし、戦争責任を追及するために開かれた。また、これらは新たな時代の幕開けの象徴的存在であり、戦後国際秩序を確立するための連合国間の競合・協力の舞台であった。東京・サイゴン両裁判におけるフランスの最大の目的は、日本がインドシナに対して行った侵略行為を追及することであった。フランスのインドシナ復帰と同時期に進行したこれらの裁判は、戦後の植民地支配をめぐる戦略と切り離して考えることはできない。フランスが裁判に関与した経過を具体的にたどり、戦後のインドシナ統治の文脈において考察することによって、ヴィシー期を清算し、かつ日本の戦争責任を追及する過程において、戦後フランスの植民地主義がどのようにあらわれるのかをみることができよう。

フランスと対日本人戦犯裁判の関わりを扱った先行研究はほとんど存在しない⁽¹⁾。日本の占領地 49 カ所で行われた BC 級裁判のなかでも、フランスが原告となったサイゴン裁判が歴史家の注意を引くことはほとんどなかった⁽²⁾。その理由として、他の日本占領地とは異なり、インドシナは戦時期の大半を通してフランスの植民地であり、戦後、フランスがこの地での日本の戦争犯罪を裁いたというイメージを抱きにくいということ、裁判件数が全 39 件と比較的小規模であることがあげられよう⁽³⁾。

日本がフランスとの短い戦闘を経てこの地を完全に占領し、フランス人を収容したのは終戦前の 5 カ月間のみであったため、裁判の対象となる戦犯行為も他の BC 級裁判と比べると少なかった。し

(1) 管見の限りでは、東京裁判のフランス判事、アンリ・ベルナルを扱った短い論文があるのみである。Jean Esmein «Le juge Henri Bernard au procès de Tokyo», *Vingtième siècle*, Vol.59-1, 1998.

(2) これには史料状況も関係しているといえよう。日本の国立公文書館には、主にフランス語の起訴状と判決文、その邦訳からなるサイゴン裁判資料が保管されている（史料状況に関しては、難波ちづる「国立公文書館保存のサイゴン裁判資料について」『北の丸』2008 年、を参照のこと）。これらの起訴状と判決文は、厚生省が 1960 年代にフランス政府に複写を依頼し、取り寄せたものであり、これらの原本はもちろん、その他の予審関連資料や法廷記録などがフランスにあるはずであるが、現在のところフランスの公文書館などにおいてその存在を確認することはできない。ちなみに、他の BC 級裁判の資料状況は、原告であるアメリカ、イギリス、オーストラリアでは、裁判記録ならびに裁判に関連する捜査報告や政策文書などが比較的整理され、公開されている。また、フィリピンでは公開されているが整理状況は良好ではなく、中国とオランダでは公開に制限がある（林博史『BC 級戦犯裁判』岩波新書、2005 年、14 頁）。つまり、他の原告国では、公開や整理の程度に差はあるにせよ、裁判資料を保有していることがわかっているが、フランスは、保有の有無も明確でないという状況にある。

(3) サイゴン裁判は第 40 号までであるが、第 36 号は欠番となっているため、実際は 39 件である。

表 1 対日 BC 級戦犯裁判の裁判国別結果

	アメリカ	イギリス	オーストラリア	オランダ	フランス	フィリピン	中国
裁判件数	456	330	294	448	39	72	605
起訴された人数	1453	978	949	1038	230	169	883

出所：林博史『BC 級戦犯裁判』岩波新書，2005 年，61 頁，表 2-1 より一部抜粋

かし、小規模とはいえ、起訴された人数は 230 人であり、判決結果の内訳は、死刑判決 63 人（うち欠席裁判 37 人）、無期判決 23 人（同 4 人）、有期判決 112 人（同 2 人）であった。第二次世界大戦期にフランスと日本がインドシナで「共存」してきたという事実を鑑みると、これは決して少なくはない。これまで、BC 級戦犯裁判は、植民地を奪われた宗主国の「報復行為」として捉えられる傾向が強く、裁かれた日本人の側から語られることが多かった。これを戦後の国際的文脈や新たな時代の植民地主義との関連において捉え直し、フランスの認識や戦略を読み解きながら分析することは、BC 級戦犯裁判の多面的な解釈を提示することにもつながるであろう。

以上を明らかにするために、まず次章で、第二次世界大戦下のインドシナにおけるヴィシー体制の確立と、フランスと日本の関係について概観し、第三章では、戦後、情勢の急激な変化のなかで、戦時中のインドシナの状況がフランス新政府にとってどのように認識されたのかを明らかにする。第四章では、フランスによるサイゴン裁判開廷の過程を、最後に第五章では、フランスの東京裁判への関与を検討する。

2 第二次世界大戦下のインドシナ⁽⁴⁾

インドシナは、戦時期を通してヴィシー派が実権を握った例外的な地であった。ヴィシー政府樹立後、他のフランス植民地は、はじめはヴィシー政府の支配下にとどまったものの、1943 年前半までには次第にドゴール派に与するようになった。1944 年夏にフランスに連合軍が上陸し、ヴィシー政府が崩壊した後も、インドシナでは、体制の変化が日本軍を刺激することをおそれ、1945 年 3 月

(4) 第二次世界大戦下インドシナにおけるフランスの統治政策と日本の駐留に関しては、以下の研究で明らかにした。本章の内容はこれらの論文に基づいている。Chizuru Namba, «Occupation, colonisation et culture en Indochine 1940–1945: Rivalité et accommodements franco-japonais», Thèse de doctorat, Université Lumière Lyon 2, 2006. 難波ちづる「第二次世界大戦下の仏領インドシナへの社会的アプローチ——日仏の文化的攻防をめぐって」『三田学会雑誌』99 巻 3 号，2006 年，難波ちづる「ヴィシー期フランスの対インドシナ文化政策」『現代史研究』第 53 号，2007 年，難波ちづる「第二次世界大戦下インドシナにおけるフランスのプロパガンダ——日本との関係に着目して」『史学雑誌』2009 年。

までヴィシー体制が存続したのである。

インドシナはまた、日本が欧米宗主権を温存させたという意味においても例外的な地であった。他の東南アジア諸国では、日本は武力行使によって宗主国を駆逐したのに対し、インドシナでは、太平洋戦争のための安定した基地として確保するために、親独ヴィシー政府が政権をにぎるフランスから最大限の協力を引き出し、既存の植民地支配機構を利用しながらこの地に駐留する道を選んだのである。

1940年9月に、フランスの対独敗北の機会に乗じ、日本は日中戦争解決のために北部仏印に進駐を果たした。翌年7月には、今度は南進政策の一環として、南部仏印に進駐を行い、日本はインドシナ全土に駐留することとなった。12月には軍事協定が締結され、インドシナが第三国から攻撃された場合、フランスと日本が共同で防衛をすることが取り決められた。

忠実なヴィシー派であるドゥクー（Decoux）総督率いるインドシナ植民地当局は、フランスの敗北、ドイツによる占領、本国との海上交通の遮断、日本のインドシナ進駐といった事態に直面し、自由・平等・博愛に代わって、労働・家族・祖国をスローガンとする、反共和主義的な「国民革命」を集中的に展開し、ペタン元帥の崇拜を広め、時に抑圧的な方法をともなって支配の強化や住民の統合をはかろうとした。また、宗主権を死守することを最大の目的としていたため、日本に対し、抵抗やけん制をしつつも、妥協、協力をを行い、日本との「共存」をはかっていた。時おり、フランス人と日本人の間で小さな衝突が起きたり、日本の駐留をめぐる交渉に際して日仏の関係が緊張したりすることもあったが、日本との関係悪化を何よりも恐れるフランスと、摩擦をおこさず、速やかにフランスからの協力を引き出したい日本の思惑は一致し、概して平穏に共存が実現されていたといえる。

1944年7月にフランス本国のヴィシー政府が崩壊したが、インドシナではヴィシー派が政権を握りつづけ、当局によって日本を刺激しない方針がとられ、表面的に大きな変化はみられなかった。しかし、インドシナ国内のドゴール派ネットワークを利用して連合国軍が上陸することをおそれた日本は、最終的に1945年3月9日に仏印処理を執行し、フランス宗主権を武力によって排除した。こうして4年以上続いた日仏の共存関係も、80年続いたフランス統治も終焉を迎えた。ほとんどのフランス人はいくつかの収容所に監禁され、日本軍の管理下におかれることになった。

1945年8月にアジア・太平洋戦争は終結し、9月には、ホーチミン率いるベトナム民主共和国が独立を宣言する。その一方で日本軍の武装解除と治安維持のために、北部には中国軍が、南部にはイギリス軍が暫定的に駐留する。その後、1946年3月になってフランスが正式にインドシナ復帰を開始し、一度日本によって失った宗主権を再度確立していこうとする。

3 戦時下インドシナの状況調査と糾弾

前章で述べたような、戦時期のインドシナにおいて植民地当局がとった選択は、戦後、情勢が一転すると「最善の行動」とはみなされなくなった。1944年夏のフランス解放によってヴィシー政府は崩壊し、ドゴールが新たなフランスの指導者となる。1945年8月にインドシナが日本の支配から解放されると、フランスは、4年半にわたってヴィシー体制下にあったインドシナの状況を一新するため、ヴィシー派を一掃し、さらに、戦時下インドシナの実態を追及するために調査に乗り出した。ヴィシー政府の支持者とみなされた役人や軍人はフランスに送還され、あるいはインドシナでエピュラシオン（肅清）⁽⁵⁾を受けることになった。ドゥケー総督は、日本に便宜をはかり、インドシナにおけるフランスの宗主権を喪失させた最大の「戦犯」として10月に本国に送られ、ヴィシー政府の高位責任者が裁かれた高等法院（Haute Cour de Justice）⁽⁶⁾において裁きを受けることとなった。

本国に送還されたフランス人たちのエピュラシオンは、彼らの所属する各機関が行うこととなったが、各省庁を横断して、戦時下のインドシナに関する調査を行うために、1945年10月に植民地省の決定によって、植民地省、外務省、法務省など複数の省庁のメンバーからなる各省間インドシナ調査委員会（Commission interministérielle d'enquête sur l'Indochine：以下、調査委員会と略記）がパリで設立された。同年11月から47年にかけて、インドシナから送還された軍人や、植民地当局の高官から下級官吏にいたる多くのフランス人たちがこの調査委員会に召喚・尋問された。委員会側の出席者は毎回7、8人であり、そのなかにはインドシナにいたドゴール派のフランス人も含まれていた。調査委員会の尋問記録をみると、フランス人のどのような態度や行為が追及されたのか、そして戦後のフランスにとって何が問題として認識されたのかが明らかとなるであろう。

調査委員会で厳しく追及された問題は、大きく三つに分けることができる。国民革命の展開、対日協力の遂行、そしてドゴール派の弾圧である。

国民革命への糾弾

まず、インドシナにおいて反共和主義的、復古主義的な国民革命を集中的に展開し、ペタン崇拝をつくりあげたことが追及された。とりわけ、フランス人に対してだけでなく、現地住民に向けてもこれらの政策を施行したことが非難の対象となった。その中心的な政策の一つが、「スポーツ・青

(5) Frédéric Turpin, *De Gaulle, les gaullistes et l'Indochine*, Paris, Les Indes savantes, 2005, pp. 129-132.

(6) ドゥケーは、終戦直後においては「即座に銃殺すべし」というような激しい世論の攻撃を受けたものの、結局、1949年2月に免訴を言い渡された。Jacques Dalloz, *La guerre d'Indochine 1945-1954*, Paris, Éditions du Seuil, p. 88/AN (Archives Nationales, Paris), 3W149. Haute Cour de Justice, dossier Jean Decoux.

年局」の指導のもとで、青少年を対象として大規模に展開されたスポーツや青年運動であった。この組織の局長であったデュコロワ (Ducoroy) は、調査委員会のなかでとりわけ激しく糾弾されている。⁽⁷⁾

委員会：あなたがスポーツ青年運動の指導者として行ったことは、もっとも忌まわしいことであつた、と私は証言できる。それは士気喪失の企てであり、ヴィシー派の陰謀の支柱の一つであつた。人々は毎朝「我々は敗北したのだ」といい、それは若者の士気を喪失させ、ヴィシー体制への従属と盲目的な追従を植え付けることになつた。(中略) (青年運動の集会で——筆者註記) 国旗掲揚をし、演説の後、毎回あなたは叫んだ。「ベタン万歳」と。

デュコロワ：私は最大限やるように指示を受けていたのです。なぜなら、若者たちは非常に強力な日本のプロパガンダの対象となりはじめていたからです。

委員会：それはよく引き合いに出される論拠だが、実際は日本人には、青年たちを組織化するための人材などいなかったではないか。(中略) あなたは戦前のフランスを墮落したものと提示した。(中略) ベタンをベトナム人に宣伝し、そしてあるとき、今年の1月になつて、競技場で皆の前でベタンの肖像を取りはずしたではないか。このときから、ベトナム人の間に不安が生じはじめたのだ。彼らは何がなんだかわからなくなったのだ。9月2日にサイゴンでベトナム人による大規模な集会があり、10万人もの人が動員された。集会は5時まで続き、ついにはフランス人の家で略奪を行うにいたつた。私とサイゴンにいたフランス人は、行進する全てのグループの先頭に、あなたが育成した青年運動の指導員たちがいたことを一緒に確認した。現実には、あなたの青年たちは誤つた方向に向かつてしまつたのだ。彼らはフランス打倒を指揮し、フランスの国旗を破り、フランス人を殺害した。(中略) あなたには現在のこの危機的状況、つまりベトナム人のフランスへの反発に対して一部責任がある。なぜならあなたは彼らに環境をお膳立てし、身体能力と指導者を与えたからだ。

デュコロワ：もし我々が何もしていなかつたら、もっと早く彼らは離れていったでしょう。(中略) 機会あるたびに、私はベトナム人青年たちに、フランスの不幸にもかかわらず、フランスは、フランスの偉大なる家族の一部である彼らのことを気にかけているということを気づかせるようにしたのです。

委員会：インドシナには、このような規律化された示威集会の習慣などなかつた。(中略) ベタンの肖像を取りはずし、「元帥よ、我らここにあり」を歌うのをやめたとき、それまでの政策を完全に変更したのだ。あなたにはそれが耐え難いこととはうつらなかつたのか？ 簡単に従つたのか？

(7) AN, MI43/1. Commission du 13 décembre 1945 pour entendre Ducoroy, capitaine de vaisseau.

以上のように、デュコロワに対する調査委員会の非難は、スポーツや青年運動を普及させ、それが結果的に独立運動のための指導的人材を提供することになったことに向けられていた。終戦直後、インドシナでは、独立を祝い植民地支配を糾弾する熱狂的なデモ行進が繰り広げられた。これを現地で目の当たりにしたフランス人は、植民地当局によって導入された青年運動がその土壌を整備した、とみなして、苦々しい思いを抱いており、それがこうした厳しい追及にあらわれているだろう。

他の尋問で調査委員会は、現地住民を前にして第三共和政がもたらした弊害を強調したことが、フランスの権威を貶めた犯罪的な行為であったと批判した⁽⁸⁾。また、フランスの敗北やドイツによる占領を隠そうとせず、むしろインドシナの比較的恵まれた状況や行政の成功を強調するために、本国の惨状を利用したと非難した⁽⁹⁾。「共和国フランス」がインドシナに復帰するにあたり、戦時期に共和政に対する非難がフランス当局によってなされたことを調査委員会は問題視したのである。

対日協力批判

調査委員会が追及した二点目の問題は、日本人に対する「協力行為」であった。植民地当局が公的に日本軍に与えた便宜行為だけではなく、日本人と食事をした回数、場所、雰囲気、招待した側はどちらであったかなど、個人的な接触にいたるまで尋問の対象とした⁽¹⁰⁾。日本人と抱擁しあっていたという噂の真偽を質すこともあった⁽¹¹⁾。このような追及に対し、尋問されたフランス人は、日本人との交流は、強要されたあくまで形式的なものであり、実際は言語の問題により意思の疎通も困難であったと釈明した⁽¹²⁾。なかには、日本人の要求に対し抵抗したことや、仏印処理以降の収容生活のなかで日本人に虐待されたことを強調し、自らの「反日性」を強調する者もいた⁽¹³⁾。

インドシナにおけるプロパガンダの最高責任者であったロブ（Robbe）は、ヴィシー体制を称揚するプロパガンダを展開したことで糾弾されたが、彼においても、日本に対して行った妥協や協力行為が問題とされた。日本側が提供した反連合国の記事を、インドシナの新聞が掲載したことを取りあげ、委員会はこれを「明らかな協力行為である」とし、この要求を断固拒否するか、もしくは辞表を出すべきであったとロブを非難した。これに対し、自らの親日性を否定したロブは、プロパガンダをめぐって日本人としばしば激論をかわし、日本の憲兵隊に捕らえられたこともあると主張して、「インドシナを消滅させないため」に日本に便宜を与えたにすぎない、と自らの行為を正当化

(8) AN, MI43/1. Audition de Grandjean, résident supérieur au Tonkin, le 18 avril 1946.

(9) AN, MI43/2. Audition du commandant Robbe, directeur de l'I.P.P., le 24 avril 1947.

(10) AN, MI43/ 1. Audition du cdt. Postal, sans date.

(11) AN, MI 43/4. Audition du général Taverna, le 20 juin 1946.

(12) AN, MI43/ 1. Audition du cdt. Postal, sans date.

(13) AN, MI 43/1. Audition de Grandjean, résident supérieur au Tonkin, le 18 avril 1946.

(14) 日本の通信社である「同盟通信社」はインドシナにも支局をもち、日本に関する記事を、インドシナの新聞に配信していた。

した。しかし調査委員会は、「インドシナを消滅させないためには、1940年の時点で、なんとかしても日本人の侵略に対して立ち向かうべきだった。委員会に出てきて、自分が日本人によって収容されたことを自らの功績とする多くの輩がいるが、やるべきことは日本人と戦うことだった⁽¹⁵⁾」と主張して、彼の弁明を退けた。

情報局アンナン支部長のティヤール (Tillard) もまた、調査委員会において、自分の行動を以下のように正当化している。「我々は日本人によって統制されていたのです。もし、ドゴールは裏切り者で、チャーチルはならず者だといわなかったら、仕打ちを受けていたでしょう。こうした表現は、我々がある程度日本人の目から自由になるための手段だったのです。」⁽¹⁶⁾

それに対し調査委員会は、「あなたが総督からの指示を受け、インドシナの占領者である日本人に統制されていたことは知っている。しかし我々が詳細に知りたいのは、なぜあなたがこれらの記事を書いたのか、あるいは書かせたのかということだ。(中略)これらの害ある記事を載せる義務はなかった。強制されたとしても方法が一つあったはずだ。それは去ることだ」と厳しく返答した。さらに、「根本的な過ちは、日本人をインドシナに入れてしまったことだ。あなたが困難な状況にあったなどということに委員会は関心がない。なぜなら、全ての行政官は現地で大変な目にあっているのだから。知りたいのは、なぜこれらの記事を書いたのかということだけだ」と責め続けた。

これに対しティヤールは、当時日本領事から送られた、彼の日本に対する非協力的な態度を非難した抗議の手紙を、自身の反日性を証明するものとして委員会で読み上げた。さらに、自分の個人的な書簡がフランス当局によって常に検閲されていたと述べ、植民地政府から信頼を得ていなかったことも強調した。日本人と摩擦を起こし、当局とも対立していたことは、当時、植民地官吏として致命的であった。それが、戦後においてはまさに自己防衛の手段へと転化したのである。ティヤールは弁明を続け、証拠の手紙を提示して、自分は任務に嫌気がさし、健康上の理由によって何度も当局に辞意を表明したと述べた。それに対し調査委員会は、「あなたは、健康上の理由から辞表を出したのであり、良心の問題によるものだとはいわなかった。あなたたちが私に課す仕事にはうんざりしている、とはいわなかった。それが問題だ」と、容赦なく彼の主張を退けた。委員会が批判したのは、フランス人が保身のためにとった日和見的態度であった。プロパガンダに携わったほかの者たちも、日本からの強い圧力や介入が存在したと主張し、日本の要求を満足させつつ自らのプロパガンダを遂行する「二重の駆け引き」を行ったと証言した⁽¹⁷⁾。調査委員会はその曖昧な姿勢こそを糾弾した。

(15) AN, MI43/2. Audition du commandant Robbe, directeur de l'I.P.P. depuis juin 1941, le 24 avril 1947.

(16) AN, MI43/3. Audition de Tillard, chef du service de renseignements en Annam, le 29 septembre 1947.

(17) AN, MI43/2. Audition de Barthe, directeur au Tonkin de Denis Frère d'Indochine/Audition de Pinaud, administrateur adjoint de 2^{ème} classe.

このように、委員会で尋問されたほとんどのフランス人は、日本人との協力関係を否定し対立を強調したのに対し、対日問題を処理する組織にいたジュアン（Jouan）少佐は、日本人がフランス人や現地住民に対して「ある種の誠実さ」を示していたと証言し、そのうえで、「完全で意図的な日仏の協力関係が存在したと考えるのは間違いです。いずれにせよそれは、フランスでドイツとの間に行われたような協力関係とは比較にはならないものでした」と述べている。⁽¹⁸⁾この発言は調査委員会の心証を損ねかねないものであったが、そこには、対立や協力、不信や誠意が錯綜した複雑な日仏共存の実態をみることができると同時に、それが戦後、当事者たちの自己弁護によって書き換えられていったことが確認できる。

調査委員会は、現地住民に対する抑圧行為に関する問題も取りあげた。というのも、調査委員会が開催されている間も、フランスとインドシナの関係は悪化の一途をたどっており、現地住民の反仏感情の激化の一つの原因が、戦時中に行われた植民地当局による独立運動への過度な弾圧にあると考えられたからである。⁽¹⁹⁾それゆえ警察署長のアルノー（Arnaud）が、戦時中に南部の街ミトーで起きた反仏運動の弾圧を行ったこと、1941年から1944年にかけて、政治活動に関わっている現地住民を捕らえ、虐待し、一部の者を死にいたらしめたことが糾弾された。調査委員会は、とりわけ、独立運動の抑圧に際して日仏当局が協力したという事実を問題視した。1942年9月に、日本軍がフランス当局にベトナム人ナショナリストを引き渡し、その人物をフランス側が処刑した事件が起こったが、これは、日仏が現地住民を弾圧しながら共同でインドシナを支配したことを象徴づける忌まわしい問題とみなされた。委員会は、「（日本が彼を引き渡す——筆者註記）代わりに、アメリカ人パイロットを日本に引き渡したのか？ ギブアンドテークだというのか？ このベトナム人を射殺したのは深刻な問題である」と、前出のジュアン少佐を厳しく追及した。これに対しジュアンは、このベトナム人はフランスにとって非常に危険な人物であったと主張し、自らの行為の正当性を訴えた。⁽²⁰⁾

ドゴール派弾圧の究明

調査委員会が糾弾した三点目の問題は、ドゥクレー総督率いるヴィシー体制下で行われた、ドゴール派への弾圧である。インドシナでは、1944年夏の本国のヴィシー政府崩壊までは、ドゴール派の活発な活動はみられなかった。その理由の一つは、日本との関係悪化をおそれた植民地当局が、インドシナのフランス人がヴィシー派とドゴール派に分裂することを阻止しようとして行った弾圧政策であった。調査委員会は、賞金をともなうドゴール派の密告奨励を追及した。委員会は情報局長

(18) AN, MI43/1. Audition du commandant Jouan, commissaire adjoint aux relations franco-japonaises, le 28 mars 1946.

(19) AN, MI43/1. Audition d'Arnaud, intendant de police, le 1^{er} décembre 1946.

(20) AN, MI43/1. Audition du commandant Jouan, commissaire adjoint aux relations franco-japonaises, le 28 mars 1946.

ドゥボール (Debord) に対し、ドゴール派を逮捕したことがあるか、また、何回賞金を出したのかと質問したが、彼は逮捕を否認し、この問題を管轄していたのは警察であるため、賞金が出された回数は知らないと返答した。委員会は、フランス人の告発を現地住民にも奨励したこの措置を深刻に捉え、責任者を突き止めようとした。しかし委員会は結局曖昧な返答しか得ることができず、「確かにドゴール派は逮捕されており、死者も出て、強制労働を科された者もいるのだ。しかし責任者はどこにもいない。まるで自然に起きたことのようにだ」といらだちを露わにしている。⁽²¹⁾

調査委員会は、ドゴール派への弾圧だけでなく、ドゴール派の活動への不参加、つまり、インドシナにおいてレジスタンスが不活発であったことも追及した。ここで問題となっているレジスタンスとは、ヴィシー体制だけでなく、日本への抵抗をも指している。前出の情報局アンナン支部長ティヤールは、レジスタンス活動においてどのような役割を果たしたのかを問われた。彼は、レジスタンスに参加するよう働きかけられたことは一度もない、もしそうであったのならよるこんで参加した、と返答した。同じ質問をされた行政官リアクル (Liacre) も、「レジスタンスの組織において何らかの役割を果たしたことはありませんが、しかし日本人とはやり合わなくてはなりませんでした。厳密な意味でのレジスタンス行為はありませんでしたが、それでも、精神的な独立を示すことはしました。私は日本人を武器でもって脅したことがあります。インドシナでこういうことをした行政官が多くいるかどうかはわかりませんが。(中略) (本国ヴィシー政府の崩壊後——筆者註記) もはや国民革命への忠誠は問題となることはなく、レジスタンス組織に参加しようと思えばできたでしょう。でも、誰もそのようなことを私に求めてこなかったし、その存在すら知らなかったのです」と、自分にその意志はあったこと、個人的に日本人への「抵抗」は行ったことを強調した。尋問に同席していたティヤールもまた、自分も何度も日本人に収容されたと訴え、競うように日本人との摩擦を主張している。⁽²²⁾ 前出の警察署長アルノーは、自分は自由フランスのメンバーと接触があり、インドシナを脱出して中国に渡り、ドゴール派の組織に参加することを望んだが、警察の長として日本人と最大限戦うためにこの欲求に抗ったのだ、と弁明している。⁽²³⁾ 植民地当局によって厳しく弾圧されていたドゴール派の活動に参加しなかった彼らは、「精神的」なドゴール派への支持を必死で強調するほかなかったのである。

委員会の容赦ない追及に反駁し、インドシナのおかれた特殊な状況を説明しようとする者もいた。監察官のパリソ (Parisot) は、ヴィシーに忠実なインドシナ総督の判断が正しいと思っていたわけではないが、命令に従わざるをえなかったのだと述べた。それに対し委員会は、「またいつもの『二

(21) AN, MI43/3. Audition de Debord, chef du service central de renseignements du gouvernement général.

(22) AN, MI43/3. Audition de Tillard, chef du service de renseignements en Annam, le 29 septembre 1947.

(23) AN, MI43/1. Audition d'Arnaux, intendant de police, le 1^{er} décembre 1946.

重駆け引き』の話か」と、容赦なかった。パリソは、「しかし、インドシナの事情を理解するためには、この二重駆け引きのことを理解しなくてはなりません。(中略)我々はあいまいさのなかに生きていたのであり、それは二人の人物がそれぞれ面子を保ちつつ、行動の自由を保持するような、きわめてアジア的な解決策だったのです」と説得を試みている。しかし委員会は、この「アジア的あいまいさ」こそ糾弾すべきものであり、「現在、レジスタンスの勲章を要求している全ての輩は、1944年9月にレジスタンス組織と接触をはじめた、とっている。しかし威張るべき年は1944年ではない。1940年にそうすべきだったのだ。でもそのときには誰もいなかったのだ」と、厳しい返答を⁽²⁴⁾している。

以上、詳細にみてきたように、調査委員会は、戦時中のインドシナ在住フランス人の態度や行動を追及・糾弾した。それは肅清裁判の態をなすものであった。この委員会は各省庁で行われた行政的肅清委員会とは異なる組織ではあったが、場合によっては処罰の有無を提言する可能性も付与されていた。実際、一部は、委員会のなかで公職剝奪や罷免を言い渡された。戦後直後において、本国における対独協力者やヴィシー派が糾弾され、ヴィシー期の清算が急速にはかられた。インドシナにおいても、新生フランスは、ヴィシー派が戦時期を通して政権を握り、日本と共存していたという事実を看過するわけにはいかなかった。新たなフランス当局が問題としたのは、国民革命の普及やペタン崇拜、日本人への協力行為、ドゴール派の弾圧、そしてレジスタンスの不在であった。尋問されたフランス人の多くは、日本人との摩擦を強調し、ヴィシー体制への追従は自らの信条に反したやむを得ないものであったと弁明したが、彼らのその日和見的態度が厳しく批判された。十分な軍備もなく、本国や外国からの援助を受けられなかったインドシナには、日本軍の要求を拒否できなかったことは明らかであったが、それでも調査委員会は、日本軍の駐留を大した抵抗もせず受け入れたことを厳しく非難した。日本が進駐した時点でインドシナが徹底抗戦を行い、日本の占領下におかれていたほうが、フランス新政府にとってむしろ都合がよかったといえる。そうであったならば、日本の圧政下で苦しんだインドシナを救済するために、戦後、共和国フランスが復帰する、という明快な構図を提示することができたからである。

4 フランスによる BC 級戦犯の裁き

以上、戦時下のインドシナにいた自国民に、戦後フランス政府がどのように対峙していたのかを明らかにしてきた。一方、新生フランスは、インドシナにおける日本人に対してはどのように対処しようとしたのであろうか。本章では、サイゴン裁判を取りあげて、戦後フランスが、インドシナ

(24) AN, MI43/3. Audition de Parisot, inspecteur général, le 10 juillet 1947.

復帰においてこの裁判をどのように位置づけていたのかを明らかにしたい。

サイゴン裁判は、戦時中にインドシナで日本人が犯した戦争犯罪を、フランスが原告として裁くために、1946年10月から1950年3月にかけてベトナム南部の都市サイゴンで開廷したBC級戦犯裁判である。まず、この裁判開廷にいたる過程とそれをめぐる状況を、フランス側当事者の発言や行動を軸にしてたどっていこう。

サイゴン裁判開廷への途

日本を含む枢軸国の戦争犯罪を裁くために、1943年10月に、フランス国民解放委員会を含む17政府が参加する連合国戦争犯罪委員会（以下UNWCC）の設置が決定された。⁽²⁵⁾日本人の戦犯行為は、1943年3月頃から諸国に注目されてはいたが、報復の脅威や対独重視のために、本格的捜査の開始が遅れ、UNWCCがこの問題に取り組んだのは、1944年4月以降になってからであり、同年5月に、日本の戦争犯罪を扱う極東太平洋分科委員会が重慶に設置されることが決定された。⁽²⁶⁾1945年3月にUNWCCは、オーストラリアから提出されたものを土台にして、最初の日本人戦犯容疑者リストを作成し、これに掲載された戦犯容疑者の逮捕などについて関係国に活動を促した。⁽²⁷⁾

UNWCCフランス代表の法学者グロ（Gros）博士は1945年3月、他の連合国代表がアジアにおける日本の戦犯行為に関するリストを作成していることを踏まえ、フランス政府に対し、インドシナにおける戦犯調査の書類を早急に提出するように進言した。⁽²⁸⁾これは、インドシナにおける戦争犯罪の犠牲者のなかには、フランス人のみならず他の連合国の国民も含まれている可能性があり、連合国諸国との連携のもとに調査を進める必要があったからである。⁽²⁹⁾

本国政府内においても、1945年1月には、法務省と植民地省が協力してインドシナの戦争犯罪調査を組織化して行うことが提案されている。⁽³⁰⁾しかし、インドシナと本国との交通はほぼ遮断されて

(25) 日暮吉延『東京裁判の国際関係——国際政治における権力と規範』木鐸社、2002年、61～62頁。

(26) 同上、165～167頁。

(27) 林博史『裁かれた戦争犯罪——イギリスの対日戦争犯罪』岩波書店、1998年、24～25頁。

(28) AN, BB30/1791. Délégation de la France à la commission des Nations Unis pour les crimes de guerre, le 26 mars 1945. Lettre d'André Gros, professeur de la faculté de droit à François de Menthon, Garde des Sceaux, Ministre de la Justice.

(29) たとえば、ロンドンのUNWCCのオーストラリア代表マンスフィールド判事は、フランス代表のグロ博士に、インドシナにおける日本人の戦争犯罪犠牲者のなかには多数のオーストラリア人が含まれており、フランスが戦犯リストを作成したら、メルボルンの戦犯調査委員会にも送るよう要請し、戦犯調査に関してフランスの密接な協力が必要であるとのオーストラリア政府の見解を示している。CAOM (Centre national des Archives d'Outre-Mer, Aix-en-Provence), INF 1364. Lettre du Ministre des Affaires étrangères à de Langlade, secrétaire général du comité interministériel de l'Indochine, Paris, le 22 janvier 1946;

(30) AN, BB30 1791. Colonel Chauveau, directeur de service de recherche des crimes de guerre ennemie, au directeur du comité de l'Indochine, Ministère des Colonies, le 9 janvier 1945.

おり、さらに、日本軍がインドシナに駐留し、ドゥケー総督率いるヴィシー派が依然として政権を執っているという錯綜した状況下で、本国政府がインドシナでの戦争犯罪の実態を把握することは困難であった。本国に設置された戦争犯罪調査部から植民地省宛ての1945年1月9日付け書簡には、「インドシナにおいて日本による戦争犯罪がなされたことは確かであろう」との記述があるが⁽³¹⁾、これは仏印処理以前の日仏共存が維持されていた時期のことである。実際には、後述するように、サイゴン裁判で裁かれた戦争犯罪のほとんど全ては1945年3月9日の仏印処理の際に起きたフランス人への残虐行為、その後、収容所において行われた虐待や拷問であった。先述したように、それ以前は、日仏は比較的穏やかに共存を実現しており、日本人によるフランス人への戦犯行為が起きるような状況にはなかった。しかしフランス本国は、インドシナにおいてそのような平穏な日仏関係があったとは想定しておらず、むしろ日本人との摩擦を確信していたのである。

1945年3月の仏印処理によって、フランスのインドシナ支配が終焉を迎える。フランス本国法務大臣は植民地省大臣宛ての1945年4月27日付け書簡のなかで、「政治的・軍事的変化によって、インドシナにおける戦争犯罪の調査組織を創設することがより急務となった」と述べており⁽³²⁾、フランス宗主権が駆逐された過程で生じたであろう日本の戦争犯罪の追及が喫緊の問題となってくる。しかし、戦闘の後、ほとんどのフランス人は数カ所の都市に収容され、インドシナは日本の完全な占領下におかれたため、本国政府がこの地の戦争犯罪に関する正確な情報を得ることはさらに困難となった。戦犯問題に関してだけでなく、インドシナに関する情報全般が不足しており、このことはフランス政府に大きな不安をもたらした。日本による単独支配の間に、インドシナにおけるフランスの影響力が失われていくのではないのではないかという懸念が、フランス情報省の植民地省宛て1945年8月9日付けの書簡によくあらわれている⁽³³⁾。

「極東におけるフランスの利益とインドシナに関する情報があまりに少なく、よって、世論に対して非常に敏感な連合国諸国は、フランス人がこれらの問題にまったく関心がないと思ってしまうかもしれない。もしフランスが、国内問題や食料供給の問題のみにしか関心をもたないのなら、もしフランスが、一時的に食料問題や国内インフラを犠牲にしても、経済や政治、文化やイデオロギーの分野において、極東における存在を示す準備をしないのなら、この国は完全に世界における強国としての地位を失ってしまうであろう。」

ここでは、インドシナにおけるフランスの存在を国際的に誇示することの必要性和、インドシナ問題に対する連合国の反応を注視する姿勢がみられる。

(31) *Ibid.*

(32) AN, BB30/1791. Lettre du Garde des Sceaux, Ministre de la Justice au Ministre des Colonies, direction de l'Indochine, 27 avril 1945.

(33) MAE (Ministère des Affaires étrangères, Paris), Asie Océanie, Généralités 161. Ministère de l'Information, service d'Extrême-Orient, le 9 août 1945, projet de note au Ministre des Colonies.

1945年8月の日本敗戦によってインドシナの日本支配も終焉を迎えるが、フランスがすぐにインドシナ統治を再開できたわけではなかった。ポツダム会談の決定によって、日本軍の武装解除のために、北緯16度以南にイギリスが、以北に中国が駐留することになったからである。そして英中両国はそれぞれ独自に、インドシナにおける日本人戦犯調査に乗り出していった。9月初めにインドシナに上陸したイギリス軍は、10月には戦犯容疑者の特定を開始し、1946年1月にはおよそ650名の日本人を戦犯として収容した⁽³⁴⁾。また、後述するように、中国軍も戦犯調査を進め、1946年5月の撤退時に、自ら逮捕した約160名の日本人を広東に移送した。このように、両国が調査をすすめる一方で、フランスは、自らの手でこの任務を行うことの必要性を強く認識していた。1945年9月24日には、外務省アジア・オセアニア局は次のように報告している。「政治的な点から、UNWCCの勧告を全面的に受け入れることは極東におけるフランスの利益にかなっていない。(中略)インドシナにおける日本人戦犯をインドシナの法廷によって裁き、罰することは、確実にインドシナの民衆に対して善い効果 (effet salubre) を生むこととなるであろう。」⁽³⁵⁾

このように、連合国と密接に協力して戦犯調査を遂行することの必要性和同時に、日本人戦犯裁判そのものがインドシナの現地住民にとって重要な意味をもつことが明確に認識されている。1945年10月30日付けの植民地省インドシナ局の文書にも、「極東における我々の権威にとって、この問題(日本人戦犯の調査と追及——筆者註記)は重要であり、できるだけ早く有効な手段を取るために関係省庁の代表者を集めた会議を緊急に開く必要がある⁽³⁶⁾」とある。また、本国の戦犯調査部長は法務大臣宛ての1945年9月21日付け書簡のなかで、インドシナにおける戦犯調査機関を早急に創設するために、外務省と植民地省と連携する必要性について述べている⁽³⁷⁾。このように、フランス政府内において、法務省、外務省、植民地省が協力しあって日本人戦争犯罪を調査し、戦犯裁判を実施することが重要であるという認識は広く共有されていた。

しかし、艦隊の不足により、十分な規模の軍をインドシナに派遣することができず、イギリス軍と中国軍からインドシナにおける正式な統治権を取り戻す時期もまだ確定してはいなかった。フラン

(34) 岩川隆『孤独の土となるとも——BC級戦犯裁判』講談社、1995年、400頁。

(35) MAE, Asie Océanie, Généralités 161. Direction d'Asie Océanie, le 24 septembre 1945, note pour le secrétariat des conférences.

(36) CAOM, INF 1364. Direction de l'Indochine du Ministère des Colonies, note pour le secrétaire général du comité de l'Indochine, Paris, le 30 octobre 1945.

(37) AN, BB30/1791. Directeur du service de recherche des crimes de guerre au Garde des Sceaux, Ministre de la Justice, le 21 septembre 1945.

(38) イギリス艦隊の協力のもとにフランス軍を移送する件に関して、フランスとイギリスの間で何度も話し合いが行われたが、イギリスはヨーロッパにいるインド人兵士たちを祖国に帰還させることを優先したため、予定よりも大幅に遅れることとなった。Peter Dennis, *Troubled days of peace: Mountbatten and South East Asia Command, 1945-46*, Manchester, Manchester University Press, 1987, pp. 38-43.

スが自らの手で日本人戦犯を裁くことは、この時点ではまだ自明の権利というわけではなかったのである。裁判を受ける日本軍のあいだでも、フランスには戦犯処理の権限はないというのが一般的な観測であった。⁽³⁹⁾それゆえ、フランス植民地省も外務省も、宗主国であるフランスがこの地における戦争犯罪を裁く権利をもつと考えてはいたものの、⁽⁴⁰⁾少なからずこの問題に対して不安を抱いていた。また、実際問題として、本国との距離や、人材・情報不足などによって、戦犯調査に具体的に取りかかるのはそれほど容易なことではなかった。フランス国内において、第二次世界大戦期における敵国の戦争犯罪を糾明するために、法務省管轄の戦争犯罪調査部が設立されていたとはいえず、⁽⁴¹⁾その重要任務はヨーロッパ内で起きた枢軸国によるフランス人への戦争犯罪の追及であった。極東の植民地での日本人戦犯の調査にまで手がまわらないのが実情であった。戦争犯罪調査部長は、1945年11月24日付け文書のなかで、この件は自らの組織の管轄を超えた問題であり、法務省ではなく、むしろ植民地省や、戦時中にドゴールによって設立された情報機関である研究調査総局（la Direction Générale des Études et Recherches : DGER）が権限をもつべきであり、また、国際裁判への参加に関しては、外務省が主導権をもつことが妥当であると主張した。⁽⁴²⁾

1945年11月17日に、各省の代表によるインドシナ戦犯調査に関する会議が開かれた。法務省からの出席者は、自省では極東問題に深く通じた法律家を見つけるのは困難であり、植民地の司法官のなかに適材を見つけることができるだろうと主張したのに対し、植民地省の代表は、そうした人物は省内には不足していると訴えた。⁽⁴³⁾しかし結局、植民地省が、インドシナにおける戦犯調査機関設立のイニシアティブをとることが決められた。⁽⁴⁴⁾インドシナ高等弁務官としてインドシナに派遣されたダルジャンリュウ（d'Argenlieu）が現地での実質的な指揮をとり、DGERのメンバーが中心となって情報収集を徐々に実行し、⁽⁴⁵⁾こうして戦犯調査機関の設立が準備されていった。

(39) 岩川，前掲書，401頁。

(40) AN, BB30/1791. Note pour le secrétaire général du comité de l'Indochine, Paris, le 30 octobre 1945. MAE, Asie Océanie, Généralités 162. Lettre du Ministre des Affaires étrangères au Ministre des Colonies, le 23 octobre 1945.

(41) 1944年8月28日，10月14日のオルドナンス，1944年12月6日のデクレによって設立が決定された。

(42) CAOM, INF 1364. Lettre du directeur de recherche des crimes de guerre au directeur du comité de l'Indochine, le 24 novembre 1945.

(43) AN, BB30/1791. Compte rendu de réunion à Paris du 15 novembre 1945 sur la recherche de criminels de guerre en Indochine.

(44) CAOM, AFFPOL 3438. Note sur la recherche et la répression des crimes de guerre en Indochine, le 6 décembre 1945, le directeur des affaires politiques, l'administrateur chargé de la direction de l'Indochine, Grimald.

(45) CAOM, AFFPOL 3438. Saigon, le 13 décembre 1945, l'amiral d'Argenlieu au secrétaire général du comité de l'Indochine./MAE, Asie Océanie, Généralités 161. Direction des affaires politiques, direction de l'Indochine, le 30 octobre 1945. Note pour le secrétaire général du comité interministériel de l'Indochine.

1945年12月に、ようやく植民地第9歩兵師団がインドシナに到着し、翌年1月に、インドシナ南部における統治責任がフランスに委譲された。1月24日に本国の植民地省はダルジャンリューに対し、フランスは「戦犯を告訴する権利を最終的に保持した」ことを確認し、また、「国際的に重要な影響をもつこの任務に参加するフランスの意志を示すために」、日本人戦犯リストを早急に作成し、アメリカに渡すことが急務であると電信で伝えている。⁽⁴⁶⁾

イギリス軍は1月以降徐々にインドシナから撤退をはじめ、4月には撤退を完了した。一方、撤退を盾にして様々な要求をフランスに課す中国との交渉は難航したが、2月末に合意が成立し、3月31日には中国軍はインドシナから引き上げた。⁽⁴⁷⁾ こうしてインドシナ全土の統治責任を両国軍から取り戻したフランスは、3月下旬から本格的な戦犯調査を開始することが可能となった。1946年6月までには、インドシナ全体で933人の日本人戦犯容疑者を特定した。⁽⁴⁸⁾ 尋問調査はそれほど容易ではなかったようで、「名うての健忘症にかかったようなこれらの日本人からいくつかの情報を聞き出すのには大いに技術を必要とした」と、当時の新聞 *Journal de Saigon* は報じている。⁽⁴⁹⁾ また、尋問に際し、部隊名簿の提出を拒否するなどして戦犯調査に抵抗した日本人もいた。⁽⁵⁰⁾

イギリス駐屯軍がすでに拘束した戦犯容疑者に関しては、その多くが撤退の際にシンガポールに移送され、シンガポール法廷でイギリスによる裁判を受けることとなった。⁽⁵¹⁾ フランスが調査を引き継いで以降、南部においては、撤退前のイギリス軍との協力のもと、日本人の身元確定と戦犯容疑者の尋問が行われたが、⁽⁵²⁾ 一方北部においては、フランスのインドシナ復帰に対して中国軍が反発したため、フランスは日本人戦犯の特定を迅速に行うことができず、戦犯容疑者のうち400人はフランス復帰以前に日本に帰還していた。⁽⁵³⁾ さらに中国軍は、北部インドシナから最終的に撤退した際、自ら拘束した日本人約160人を広東法廷で裁くために中国に移送した。フランスは、これら日本人の引き渡しを中国に要求し、これを拒否する中国とのあいだで交渉が行われた。中国軍が拒否した理由は、自分たちは連合国の決定によってインドシナに駐屯したのであり、日本人戦犯問題も、連合

(46) CAOM, AFFPOL 3438. Télégramme du Ministre des Colonies, De Langlade, à destination du Haut Commissaire de l'Indochine, le 24 janvier 1946.

(47) 不平等条約の撤廃や中国における利権の放棄、トンキン地方における中国の商業的利権の付与など、多くの中国の要求をフランスは受け入れ、1946年2月28日に交渉を成立させた。Jacques Dalloz, *op.cit.*, p. 94.

(48) AN, BB30/1791. Saigon, le 13 juin 1946, lettre du commissaire fédéral à la Justice au Garde des Sceaux. フランス当局による日本人戦犯の調査、拘束、予審などに関する記録が保存もしくは公開されていないために、その過程は明らかではない。

(49) *Journal de Saigon*, le 9 mai, 1946.

(50) 国立公文書館, サイゴン裁判資料, 第23号。

(51) 岩川, 前掲書, 401頁。

(52) *Journal de Saigon*, le 9 mai 1946.

(53) AN, BB30/1791. Saigon, le 13 juin 1946, lettre du commissaire fédéral à la Justice au Garde des Sceaux.

国当局によってのみ解決されるべきであるというものであった。⁽⁵⁴⁾すなわち、中国はフランスを連合国の一員だとはみなしておらず、アジアにおける日本人戦犯裁判に関わる資格もフランスには認めていなかったのである。それゆえ一層、フランスは中国からの戦犯引き渡しに執着した。中国が結局、広東へ移送した日本人のうち、15人を除いて日本に送還する決定をしたとき、フランスは激しく抗議し、重要戦犯と確定した8人の日本人の引き渡しを強く要求した。結局、そのうち5人のみが1946年12月にインドシナに戻されたが、⁽⁵⁵⁾残りの容疑者は日本に送還された。しかし、フランスはあきらめず、在日駐留米軍の協力を得て、1947年2月に、52人を再びインドシナへ戻すことに成功している。⁽⁵⁶⁾

サイゴン裁判の内容

1946年10月にはサイゴン裁判が開廷する。裁判全体の特徴をここで概観しておこう。まず、先述したように、39件のうちほぼ全ての裁判が、1945年3月9日の仏印処理から8月15日の日本敗戦までのあいだに起きた事件を対象としている。第1号と2号の2つのケースは、仏国軍事委員会において戦争犯罪裁判開始前にサイゴン軽罪裁判所において一般犯罪者として裁判を受けており、実際のサイゴン裁判は37件である。

これらの裁判で裁かれた戦争犯罪行為は大きく三つに分けることができる。一つ目は、仏印処理の戦闘の際に起きた残虐行為である。3月9日夜から仏印軍との戦闘が繰り返されるなかで、降伏したフランス人兵士や捕虜を虐殺したことが裁かれている。このなかで最大のものは、ランソンでの戦闘において、俘虜を収容し監視する余力がないとの理由から無抵抗のフランス人俘虜約500人を虐殺し、4人の将校全員に死刑が求刑された第39号である。⁽⁵⁷⁾

二つ目は、フランス人が監禁されていた収容所での劣悪な環境や待遇を告発するものである。病人や負傷者に対する適切な手当てを怠ったことや、捕虜に対する虐待、強制労働、食事や衛生状態の劣悪さが糾弾された。第23号、第29号のケースでは、俘虜収容施設ではなく、一般の刑務所に現地住民の犯罪者と共にフランス人が収容されたことが起訴理由としてあげられている。⁽⁵⁸⁾第30号で

(54) CAOM, INF 1364. Lettre de J. Meyrier, Ambassadeur de France en Chine au Ministre des Affaires étrangères, direction d'Asie Océanie, le 5 février 1947.

(55) CAOM, AFFPOL 3438. Lettre de J. Meyrier, Ambassadeur de France en Chine au Ministre des Affaires étrangères, le 16 janvier 1948.

(56) インドシナ高等弁務官ダルジャンリュウは、広東から日本にほとんどの戦犯容疑者が送還されたと知ると、在日駐留米軍から彼らの逮捕への協力を要請するために、ただちにインドシナ戦争犯罪調査局のガブリエルラーグを日本に派遣した。MAE, Asie, Indochine, 130. Note sur l'arrestation et l'envoi en Indochine de criminels de guerre japonais, mission française au Japon, Tokyo, le 21 février 1947.

(57) 国立公文書館, サイゴン裁判資料, 第39号。

(58) 国立公文書館, サイゴン裁判資料, 第23号, 29号。

は、マルセイエーズを歌ったベトナム人に対して日本人が、「お前たちはかくもフランス人を愛しているのだから、一緒に寝るべきだ」といってフランス人と一緒に収容したことが裁かれている。⁽⁵⁹⁾フランス人を現地住民、しかも一般の犯罪者と同じ監房に収容したことが、フランスの権威を著しく貶める行為だとして糾弾されたのである。

三つ目は、日本に対する抵抗活動や連合軍に関する情報を入手するためにフランス人捕虜に対して行った拷問をとまなう不法監禁であり、これが全 18 件と最も多い。実際には連合軍の上陸計画などなかったにもかかわらず、それを危惧する日本軍は情報の収集に必死であった。日本軍は、連合軍とひそかに接触をしていたフランス人が、連合軍上陸のために日本軍に関する情報を流していたのではないかと疑い、一部のフランス人を監禁し、拷問によって情報を得ようとした。このなかで最大の第 11 号は、サイゴン憲兵隊が、反日運動やスパイ活動の容疑でフランス人約 100 人に対して拷問をとまなう取り調べを行った事件であり、被告 49 人が裁かれ、9 人に死刑判決が下されている。⁽⁶⁰⁾また、日本人に反抗的な態度をとったり、反日宣伝を行ったりしたフランス人が虐殺、拷問、虐待された件も裁判で糾弾されている。

このように、日本に「抵抗」し、連合軍に協力するフランス人に対する戦争犯罪がもっとも多く裁かれており、サイゴン裁判の中心的要素であった。ここには、実際にそうした行為が頻発していたというだけでなく、戦時中におけるヴィシー派の存在や対日協力を糾弾し、対外的に隠ぺいしたいフランス当局が、裁判を通して、ドゴール派の存在や対日抵抗運動、連合軍への協力行為を強調し、それに対する日本の残虐行為を裁こうとした意図が確認できるであろう。

裁判の「限界」

サイゴン裁判では、誰が戦犯行為の被害者の場合に訴追対象となっていたのだろうか。裁判のほとんどがフランス人に対してなされた犯罪行為を対象としたものである。現地住民に対する戦犯行為が訴追されたケースは、フランス人とともに被害者となった事件を扱った裁判が 3 件あるのみである。フィリピン裁判はもちろんのこと、イギリスによって行われた BC 級裁判などでは、現地住民が受けた被害が多く訴追対象とされて裁かれていることと比較すると、⁽⁶¹⁾欧米人が受けた被害のみが裁判の対象となっていたことは、サイゴン裁判の大きな特徴である。

確かにフランス当局は、現地住民に対して、日本人の戦犯行為に関する情報を提供するよう奨励していた。ある告示では、戦争犯罪とは何かを説明し、「インドシナ人よ、もし正義が遂行されることを望むならば、戦犯を見つけるよう努力するのだ」と訴え、日本人戦犯を裁くことの重要性を強

(59) 国立公文書館，サイゴン裁判資料，第 30 号。

(60) 国立公文書館，サイゴン裁判資料，第 11 号。

(61) イギリス裁判で裁かれた事件の多数は、地元のアジア系住民に対する犯罪であった。林博史『裁かれた戦争犯罪』，110～111 頁。

調しているほどである。⁽⁶²⁾ それにもかかわらず、なぜサイゴン裁判では現地住民の被害は取りあげられなかったのであろうか。

その理由は、日本人が現地住民に対して行った最大の残虐行為は、ベトナム人共産主義者に向けられたものであり、彼ら共産主義者はフランスにとっても同様に、その復帰を阻む敵であり、弾圧対象であったためであろう。仏印処理から日本の敗戦までのあいだ、フランスだけでなく日本の支配をも否定し、完全なる独立を目指して活発な地下活動を展開したベトミンに対して、日本は掃討作戦を展開し、数多くのベトナム人共産主義者を捕らえ、拷問をともなう取り調べを行った。⁽⁶³⁾ こうした犯罪を、ベトナム人自身がフランス当局に対して訴えることはなかった。ある日本人は、戦時中にベトナム人共産主義者約 100 名の検挙に関わったが、「幸いにも」ベトナム人が戦犯を訴えることはなかった、と述べている。⁽⁶⁴⁾ また、フランス当局が、日本軍によるこれらの行為を裁判という公式舞台において裁くこともありえなかった。フランスもまたベトナム人共産主義者たちに対する弾圧を行っていたのであり、フランスが日本から引き渡されたベトナム人独立運動家を処刑した事件もあったように、日本による現地住民に対する残虐行為を法廷で明らかにすることは、フランスにとっても自らの暗部を露呈する危険を孕んでいたからである。

このように、日本人の戦争犯罪を追及することは、現地住民に対して重要な意味をもつとフランス当局は意識しながらも、実際には現地住民に対する日本の残虐行為を裁くことはできなかった、あるいは裁こうとしなかった。ここに、サイゴン裁判の限界をみることができる。「フランス共和国の保護下」にある全ての人民に対する戦争犯罪の追及という大義は、日仏共通の敵であったベトミンの存在や、五年に及ぶ日仏共存という事実、そしてインドシナ戦争への突入によって曖昧なものとなったのである。むしろこの裁判がもつ意味は、日本人を法廷という場で正式に裁くことによって、日本によって失われたフランスの権威を回復しようとする、あるいは、自らの不在のあいだに増大したかもしれない日本の権威を失墜させようとすることにあった。もはや敗戦国となった日本はフランスにとって危険な存在ではありえなかったとはいえ、一部の日本兵は敗戦後もインドシナに残留して独立運動に参加し、自らのもつ戦闘技術や軍の組織化に関する様々な知識を独立軍に伝授していた。1947年4月24日付けのインドシナの文書管理局長の報告書のなかで、「日本人とベトミンの共謀は確かなことであり、これは早急に解決しなくてはならない問題である。この点を深刻に取りあげなくてはならないほど、日本人はあまりに危険な存在である」と述べられているように、彼らの存在はフランスにとって脅威であった。⁽⁶⁵⁾ 戦争直後、DGERによって作成されたインドシナの

(62) CAOM, INF 1180. Annonce titrée «Les criminels de guerre japonais seront châtiés», sans date.

(63) 吉沢南『私たちの中のアジアの戦争——仏領インドシナの「日本人」』有志舎、2010年、143～145頁、191～200頁。

(64) 国立公文書館、サイゴン裁判資料、第28号。

状況に関する報告書は、現地住民のフランスに対する感情の悪化を前に、「日本は精神的側面においては敗北を喫したわけではない」と述べている。⁽⁶⁶⁾戦争が終結した後でも、日本人の残虐行為を強調し、その権威を失墜させることは、依然としてフランスには大きな意味があった。また、日仏共存期については裁判で扱われることはなく、フランスは仏印処理以降の反日行為に対する残虐行為を主な裁きの対象とすることによって、ヴィシー派による対日協力に代わってドゴール派による対日抵抗の存在を主張することができたのである。

5 東京裁判におけるフランスの戦略

サイゴン裁判が、インドシナにおいて日本人によってなされた「通常の戦犯行為」を裁くものであったのに対し、「平和に対する罪」を犯した戦争指導者である A 級戦犯を 11 カ国が合同で裁いた東京裁判において、フランスの主な役割は、より大きな意味における日本のインドシナ侵略を立証し訴追することであった。サイゴン裁判で裁かれた個々の残虐行為が、東京裁判で審議される日本のインドシナ侵略を詳細なレベルで立証する証拠ともなりえた。⁽⁶⁷⁾

裁判への参加

終戦直後の 8 月 29 日に UNWCC が採択した対日政策勧告において、主要戦犯が国際法廷で裁かれることが定められ、そこでは UNWCC 設立当初からフランス国民解放委員会からの代表を送り込んでいたフランスも裁判構成国の一員であることが示された。⁽⁶⁸⁾1945 年 11 月 18 日に、フランス政府は東京裁判への参加を正式に受け入れた。⁽⁶⁹⁾12 月 30 日には判事と検事の派遣を要請されたが、こ

(65) CAOM, HCI 198. Rapport du capitaine Faucon, chef du bureau fédéral de documentation, HCI, «Les Japonais en Indochine depuis le 15 août 1945», Saigon, le 24 avril 1947.

(66) MAE, Asie, Indochine, 138. Rapport sur la situation en Indochine, direction générale des études et recherches, le 19 octobre 1945.

(67) サイゴン裁判に関してだけでなく、全体として、東京法廷での立証内容には、BC 級裁判での調査・訴追内容と重複点が多々みられる。戸谷由麻『東京裁判——第二次大戦後の法と正義の追求』みすず書房、2008 年、163～164 頁。

(68) 日暮、前掲書、169～170 頁、212 頁。この時点では、11 カ国のうちフィリピンの参加は決定されていなかった。

(69) MAE, Asie Océanie, Généralités 162. Note pour la direction du personnel et de la comptabilité, le 9 février 1946.

(70) Jean Esmein, *op. cit.*, p.4.

また、太平洋戦争への実質的な参加が短期間であったにもかかわらず、フランスに判事と検事の任命が認められたことに対し、当初判事の任命が認められていなかったインドは不満を表明していた（アーノルド・C・ブラックマン『東京裁判——もうひとつのニュルンベルク』時事通信社、1991 年、75 頁）。

の人選はそれほど容易ではなかった。「その影響力を鑑みて、連合国諸国は、議論の余地なく卓越した法律家を派遣するであろう」との推測のもと、フランスは優秀でかつ英語に堪能な人物の選定にあたったが、フランスには当時、英語を操り、極東情勢に通じた法律家が多くいたわけではなかった⁽⁷¹⁾。人選は難航し、アメリカ、カナダ、イギリスの代表者が日本に向けて出発した1月末になっても、まだ決定していなかった。フランス外務大臣は法務大臣に、とりわけ検察官の派遣が急務であると訴え、迅速な人選を促している。また、外務大臣は、「アメリカ國務省は我々の大使に、フランスが選んだ候補者が承認される可能性は高いことをほのめかしたが、しかしこの点に関して、いかなる正式な保証もまだ得られてはいないのだ⁽⁷²⁾」と述べており、フランスの人選がアメリカの要求をみたすことができるかどうか憂慮している。

2月初めに二人の法律家が選出されたが、判事候補は病気のため、検事候補は、法律家である配偶者を日本に同伴する希望がアメリカによって認められなかったために、直前になって辞退した⁽⁷³⁾。この検事候補の辞退に対して外務大臣は、「いったん承諾し、アメリカも彼が日本に来ることをずっと待っていただけに、やっかいな状況を生み出す危険がある」と述べ、不快と懸念を露わにしている⁽⁷⁴⁾。フランス政府は、東京裁判への参加の可否や、日本に派遣する法律家の人選に際して、アメリカの意向を常に意識していたといえるだろう。大至急、わずか一週間のあいだに再度人選が行われ、ロベール・オネト⁽⁷⁵⁾（Robert Oneto）が検事として、アンリ・ベルナル⁽⁷⁶⁾（Henri Bernard）が判事として派遣されることが決まった⁽⁷⁶⁾。彼らは二人ともそれほど英語に堪能ではなく、彼らを補佐するために、英語の教授も検事補として派遣されることになった。

フランスによる訴追

1946年4月4日にフランス派遣団は東京に到着した。オネト検事は本国への書簡のなかで、到着後、彼らが他の参加国の代表者やマッカーサーと会食した際、マッカーサーがフランスのレジスタンスの話題に触れ、レジスタンス指導者たちを称賛したと書き綴っている⁽⁷⁷⁾。些細なエピソードのよ

(71) 植民地省はまず、エスカーラー教授という人物に打診し、同時に彼に、もう二人の法律家を紹介してくれるように頼んでいる。CAOM, AFFPOL 3438. Lettre du Ministre des Colonies au professeur Escarra.

(72) MAE, Asie Océanie, Généralités 162. Lettre du Ministre des Affaires étrangères au Ministre de la Justice, le 22 janvier 1946.

(73) MAE, Asie Océanie, Généralités 162. Télégramme de Washington, le 21 février 1946.

(74) MAE, Asie Océanie, Généralités 162. Lettre du Ministre des Affaires étrangères au Ministre de la France d'outre-mer, le 1^{er} mars 1946.

(75) Substitut du procureur de la République près le tribunal de 1^{ère} instance de Versailles.

(76) アンリ・ベルナルは、当初は、インドシナにおける戦犯調査を指揮する法律家として、インドシナに派遣されることが決まっていた。CAOM, AFFPOL 3438. Note sur la recherche et la répression des crimes de guerre en Indochine, le 6 décembre 1945, le directeur des affaires politique, l'administrateur chargé de la direction de l'Indochine, Grimald.

うではあるが、アメリカがフランスのレジスタンスに対してどのような認識をもっているかについてあえて本国に報告したことは、対外的に戦時下のレジスタンスがもつ意味を意識していたことを窺わせる。

東京裁判において設置された国際検察局において各国検察官は、それぞれが代表する国に関わる戦争犯罪の立証を基本的に担当することになっていた。⁽⁷⁸⁾したがってフランス代表のオネト検事の任務は、日本のインドシナへの侵略と戦争犯罪行為を訴因に記載することであった。法廷での立証段階にいたる前に、国際検察局は何度か検察執行委員会を開き、被告選定などの作業にあたった。第一回委員会は1946年3月4日に開催されたが、オネトの着任は4月上旬であるため、彼は初期の会議には出席することができなかった。⁽⁷⁹⁾オネト着任以前になされた検察局の決定において、フランスは、日本が戦争を計画、準備した対象国ではあるにせよ、日本による侵略の犠牲国とはみなされてはいなかった。それどころかオネトによると、フランスは、ドイツ、イタリア、タイと同様、日本の「共犯者」として暗に位置づけられていた。これに対してオネトは、「このようなテーゼはとうてい受け入れられるわけにはいかない」と、「与えられた時間は少なく、本国の意見や指示を迅速に得ることができず、十分な資料もない」状況のなかで、フランスに着せられた汚名を払拭することに必死となった。⁽⁸⁰⁾検察局においてオネトは、日本がインドシナに与えた圧力と暴力行為、それに対するフランスのレジスタンス行為を強調し、ヴィシーの政策を全面的に否定し、インドシナは日本と戦い、日本に侵略されたと主張した。その結果、当初の訴追計画は変更され、インドシナは日本による侵略の犠牲国として認められ、以下の項目が訴因に記載されることになったのである。⁽⁸¹⁾

- 訴因 15：フランスに対する侵略戦争の計画、準備
- 訴因 23：1940年9月22日頃のフランスに対する侵略戦争の開始（北部仏印進駐）
- 訴因 33：1940年9月22日以後のフランスに対する侵略戦争の遂行

これらの立証のために証拠書類をそろえる必要があり、オネトは、フランス政府やインドシナのフランス高等弁務官に対し、電信、報告書、協定文書など、1940年以降日本がインドシナを侵略したことの証拠となりうるあらゆる資料を送るよう要請した。結局、日本とインドシナのあいだの郵便や電信が不安定であったこともあり、⁽⁸²⁾オネト自ら1946年5月にインドシナに赴き、⁽⁸³⁾証拠収集の指示を行った。しかし、仏印処理の際に多くの文書が散逸、もしくは破棄されていたため、適切な

(77) MAE, Asie Océanie, Généralités 162. Lettre du procureur français près le tribunal militaire international des crimes de guerre en Extrême-Orient, au Ministre des Affaires étrangères, le 7 mai 1946.

(78) 戸谷、前掲書、167頁。

(79) 栗屋憲太郎『東京裁判への途』講談社選書メチエ、2006年、69頁。

(80) MAE, Asie Océanie, Généralités 162. Lettre du procureur français près le tribunal militaire international des crimes de guerre en Extrême-Orient, au Ministre des Affaires étrangères, le 7 mai 1946.

(81) *Ibid.* 訴因の内容については、栗屋、前掲書、48～49頁を参照のこと。

証拠を確保することは困難であった。さらに、インドシナに設立された戦犯調査委員会には、調査に必要な人材も技術も物質的手段も不足していた。⁽⁸⁴⁾ オネトが日本に戻ってからインドシナから送られてきた大量の書類は、オネト曰く、サインや日付、場所など基本的な情報が抜けていたりするなど証拠的価値がなく、さらには「フランス軍の熱意、指導者の能力や当局の態度、住民の忠誠に関して、意味のない、あるいはむしろ危険な」ものが多かった。⁽⁸⁵⁾ こうした問題にもかかわらず、「日本の侵略に対してなんら抵抗せず、日本とすすんで協力しようとした、という非難からフランスとインドシナを守る」⁽⁸⁶⁾ために、オネトは慎重に証拠を選び、立証準備をすすめていった。

インドシナが日本による侵略の「完全なる」犠牲者であることを主張するには、1940年9月の北部仏印進駐から1945年3月9日の仏印処理までの日本との「共存関係」を否定し、最初から日本はインドシナを侵略する意図をもっていたことを証明する必要があった。前章でみたように、仏印処理以降の日本人による戦犯行為は十分に立証することが可能であったが、それだけでは、日本の侵略は1945年3月ようやく始まったことになってしまう。そこでオネトは、1940年9月の日本の北部仏印進駐をめぐる交渉のあいだに起こった日仏の軍事的衝突（ランソン事件）に関する証拠資料を集めた。これは、協定の締結直前に、中国国境に駐留していた日本軍の一師団が独断で国境を越え、武力行使によってフランス軍を制圧した事件である。結局、協定による「平和裏な」駐留を望んだ日本政府は、これを一部隊の逸脱行為とみなし、戦闘はわずか二日余りで終結した。この事件は、仏印処理以前に日仏間で起きた唯一の武力衝突であった。オネトは、仏印処理以降の日本の侵略行為に関する証拠に加えて、ランソン事件の直後に日本軍によって貼られたり現地住民に配られたりしたビラやちらしなどを収集した。日本軍のインドシナへの上陸を宣言したあるビラには、「もし我々に抵抗するなら、日本軍はあなたがたを断固罰しなくてはならないであろう」と書かれており、その侵略性を示している。⁽⁸⁷⁾ ランソン事件は日本軍の駐留と同時に勃発し、すぐに終結したとはいえ、仏印軍の脆弱さを露呈し、その後のフランス人の戦闘意欲を喪失させることになり、戦時下のフランス当局にとって忌まわしい出来事であった。しかし戦後、これが、1940年の駐留当初から

(82) CAOM, INF 1364. Télégramme à l'arrivée, Saigon, le 16 mai 1946, de la part de Robert Oneto à l'amiral d'Argenlieu/INF 1272. Lettre du Ministre des Affaires étrangères au secrétaire général du comité de l'Indochine, le 15 mai 1946.

(83) MAE, Asie Océanie, Généralités 162. Lettre du procureur français près le tribunal militaire international des crimes de guerre en Extrême-Orient, au Ministre des Affaires étrangères, le 7 mai 1946.

(84) CAOM, AFFPOL 3438. Lettre du procureur français Robert Oneto, au Ministre des Affaires étrangères, le 28 janvier 1947.

(85) *Ibid.*

(86) CAOM, INF 1272. Télégramme à l'arrivée, Saigon, le 16 mai 1946, de la part de Robert Oneto, procureur au tribunal international de Tokyo.

(87) MAE, Asie Océanie, Généralités 162. Documentation concernant les actes d'agression du Japon en Indochine, le 25 mai 1946.

の日本のインドシナの「侵略行為」の根拠を提供することになったのである。

フランスによる立証

証拠のための資料収集を経て、法廷での立証が開始された。フランス検察による立証は、日・仏印関係については1946年9月30日から10月7日にかけて、インドシナにおける戦争犯罪については翌年1月15日から17日にかけて行われた。ここで、使用言語をめぐる騒動が発生する。オネトは、法廷使用言語が日本語と英語と定められているにもかかわらず、訴因の読み上げをあえてフランス語で行った。法廷は混乱に陥り、三日間にわたって、反発する弁護士や裁判長とのあいだで論争が繰り返された。⁽⁸⁸⁾ 東京裁判の取材をしていたアメリカ人ジャーナリストのブラックマン (Brackman) は、二日目に、いらだった裁判長が休廷を宣言したとき、オネトが興奮した身振りで「私は偉大なフランス国の代表者である。私は自分の主張が聴取される権利を要求する。もし私のいうことが聴いてもらえないならば、私は本事件から手を引く」と叫んだと証言している。⁽⁸⁹⁾

結局、裁判長はフランス語の使用を認める裁定を下し、オネトはフランス語で陳述を続けることが可能となった。これは単にオネトが英語をあまり得意としなかったからだけではなく、⁽⁹⁰⁾ 明らかに政治的な意図があった。オネトのフランス語での陳述は、フランス代表団によって事前に周到に準備されていた。法廷における同時通訳の回線の一つがロシア語に割り当てられていたことを知り、ロシア語に対して不当な便宜がはかられていると考えたフランスは、「ロシア語が特権的な地位を際立たせる」ことを警戒し、また、ロシアも自国語で陳述を行うつもりであるとの情報を得て、フランス語の使用に対する検察局の事前の許可を得るなどの準備を行っていた。⁽⁹¹⁾ 不自由な英語で重要な検察立証を行うことを回避し、法廷においてフランスの存在感と発言力を示すために、強引な手段を選択したのである。

オネトは、日本が1940年9月22日にトンキン国境の攻撃を開始したことが、「日本の仏領インドシナに対する最初の軍事的侵略行為」であったことを立証し、外部からの援助もなく、必死の抵抗を試みたにもかかわらず、「フランスは西洋諸国民のなかで第一番目の日本侵略の犠牲者となった」と主張した。その後繰り返し行われたフランス宗主権に対する侵犯行為についても陳述し、フラン

(88) 論争の詳細な過程は、『極東国際軍事裁判速記録』第79号～第81号を参照のこと。また、この出来事に関しては、武田珂代子『東京裁判における通訳』みすず書房、2008年、21～22頁でも言及されている。

(89) この発言は同時通訳されず、速記録にも残らなかった。ブラックマンは後に、別のジャーナリストからオネトの発言の写しをもらい、発言内容を知るにいたった(ブラックマン、前掲書、238頁)。

(90) 「オネトは英語を上手に読み書きすることができたが、英会話の方はあまりほめられたものではなかった」と、ブラックマンは述べている(ブラックマン、前掲書、237頁)。

(91) MAE, Asie Océanie, Généralités 163. Lettre du juge Henri Bernard au Ministre des Affaires étrangères, le 11 octobre 1946.

スに対する侵略戦争の準備・計画・開始を立証し、そして、仏印処理以降に集中的に行われた日本軍による残虐行為を明らかにしていった。⁽⁹²⁾このように、通常の戦争犯罪を裁くサイゴン裁判においては追及されることのなかった1940年9月のランソン事件が、東京裁判においては侵略行為を証明するものとして取りあげられた。これはフランスが提出した数ある根拠の一つとしてあげられたにすぎないが、しかしながら、侵略の開始時期をめぐる問題において不可欠な要素であったといえる。こうして日本は1945年3月からではなく、駐留開始から敗戦まで一貫してインドシナを「侵略」したと主張されたのである。

入念に立証準備をしていたオネトは、インドシナの独立運動について法廷で触れることは避けるべきだと認識していた。1946年末からフランスはベトナムの独立を阻むためにインドシナ戦争に突入しており、本国宛での電信のなかで彼は、「現在のインドシナの状況、最近のフィリピンの独立宣言、アメリカの反植民主義的感情のことを考えると、インドシナにおいて日本人が独立運動に与えた援助に関しては強調してはならない。もしこのことを強調したとしたら、弁護団や極東の一部の世論に対して、長い論争の口実を与えてしまうことになるだろう。これは現時点ではかなり不適切なことである⁽⁹³⁾」と述べていた。

弁護側の反論がみられたのは、1947年1月16日と17日に、インドシナにおける日本の残虐行為の立証にあたって、フランス人証人ガブリエルラーグ (Gabriel Lagues) が出廷した時であった。陸軍将校でインドシナ戦犯調査局調査団の代表であったガブリエルラーグに対し、弁護側が、戦時期のインドシナにおけるドゴール派について質問をしたのである。日本軍の捕虜となったフランス人たちはドゴール派であったのかヴィシー派であったのか、そして本人自身はどちらの立場であったのかを問いただした。前章で述べたように、フランスにとって、ヴィシー政権下で多くのフランス人が体制に追従し、ドゴール派の活動が不活発であったインドシナの実情は隠蔽したい問題であり、国際的な公の場で触れられたくはなかった。弁護人の質問に対して、ガブリエルラーグは、自分は知らない、と繰り返し、歯切れの悪い返答を行うのみであった。みかねたオネトは、弁護側の質問は日本軍の残虐行為と何ら関係ないと反論し、埒のあかない尋問に業を煮やした裁判長もあいだに入ったが、弁護団は質問を続けた。そして最後に、意外にも、捕虜たちがドゴール派であるなら、それはヴィシー政府に対する反乱軍であり、通常の戦時捕虜とはみなされず、捕虜に対する残虐行為としては裁くことはできない、よってこの訴追を却下すべきである、と発言して尋問を終了した⁽⁹⁴⁾。弁護団の真の意図がこの発言のとおりなのか、それとも実はインドシナにおけるヴィシー派と日本との協力を暴くことにあったのかは不明であるが、ガブリエルラーグが明確な返答を避け

(92) 『極東国際軍事裁判速記録』第79号～第84号。

(93) CAOM, INF 1364. Télégramme à l'arrivée, Tokyo, le 22 septembre 1946, de la part de Robert Oneto.

(94) 『極東国際軍事裁判速記録』第153号, 18～23頁, 第154号, 3～6頁。

たことは、結果的にフランスに利することとなった。

ガブリエルラーグの証言に対し、オネトは本国への報告書のなかで、「彼のあまりにためらいがちな態度」は、検察が期待していたものとは違ったが、少なくとも結果的に弁護側の反対尋問に重要な論拠を与えることにもならなかった、と証人に対する腹立ちと結果への安堵を表明している。⁽⁹⁵⁾

これらの立証過程は、フランス代表団によって逐一本国へ報告されていた。駐日大使ペッコフ(Pechkoff)は、「オネトの陳述は、提出した資料の選択やフランス語の使用によって、非常に有利な雰囲気をつくりだした。(中略)これによって、以降、インドシナのケースは明白となった。裁判の初めのころは、そうではなかったのだが。とにかくフランスの地位は、この数日の論争によって確かに強化された」と述べ、フランスの立証に対して満足感を示している。また、ソ連代表の検事が法廷において自国語を使用する権利を難なく勝ち取ったことは、フランスの先例によるものである、との自負もみられる。⁽⁹⁶⁾ペッコフはまた、「インドシナは、極東における三国共同謀議の最初の犠牲者であり、その脆弱さ、本国からの孤立、そして、唯一助けをさしのべることができたはずのアングロサクソン諸国がみすてたことによって、ほかの態度を取りようがなかったことをオネトは証明し、もう一度議論の余地なく、極東で日本と戦った連合国諸国のなかでのフランスの存在と、裁きと補償に対するフランスの権利を明確にしたのだ」と、この法廷を通してフランス国家の「復権」がはかられたとの認識を明示している。⁽⁹⁷⁾

検察側による立証の後、弁護側の反証段階に移った。仏領インドシナに関する争点は、日本のインドシナ軍事占領が、「平和に対する罪」、つまり侵略戦争の罪とみなせるかどうかであった。弁護側は、日本の進軍は二国間の協定に基づいた合法的なものであり、これを「平和に対する罪」として扱うことに異議を唱えていた。しかし、最終判決で裁判所はこの弁護側の見解を認めなかった。主な理由は、オネトが主張したとおり、協定実現に向けた合意の詳細が決まる直前に、日本はインドシナ北部国境から自国軍を送り込み、軍事的圧力をかけていたとされたからであった。⁽⁹⁸⁾

6 結論

以上から明らかになったことを整理しておこう。第二次世界大戦期のインドシナにおいて、ヴェイシー体制下で日本との共存をはかっていたフランスは、戦後、これらの事実を清算する必要に迫ら

(95) MAE, Asie Océanie, Généralités 164. Télégramme à l'arrivée, Tokyo, le 21 janvier 1947, de la part de Robert Oneto.

(96) CAOM, INF 1364. Lettre de Pechkoff, Ambassadeur de France, chef de la mission française au Japon, au Ministre des Affaires étrangères, le 9 octobre 1946.

(97) CAOM, INF 1364. Lettre de Pechkoff, Ambassadeur de France, chef de la mission française au Japon, au Ministre des Affaires étrangères, le 17 octobre 1946.

(98) 戸谷, 前掲書, 140~141頁。

れた。対独協力を遂行したヴィシー派に対する肅清を行い、「共和国」の連続を強調するドゴール率いる新生フランスにとって、国家の再生と復興にとって不可欠な存在である植民地で行われていたヴィシーの政策や対日協力を調査し、裁くことで、植民地支配においても新たなスタートを切る必要があるであった。

インドシナ調査委員会が、インドシナにいたフランス人に対して、国民革命やベタン崇拜、日本との協力やレジスタンスへの不参加について厳しく追及するなかで、戦時中のインドシナの状況が浮き彫りとなると同時に、彼らがとった一連の選択肢が戦後フランスにとって問題視された。フランス人の多くは、宗主権を死守するために、日本人と「二重の駆け引き」を行いつつ共存をはかっていたが、こうした曖昧な態度こそが委員会で厳しく糾弾されたのである。尋問された人々は、こぞって日本人との摩擦を誇張し、レジスタンスへの「精神的な」支持を強調して弁明を行ったが、委員会の追及は容赦なかった。インドシナにおけるフランスの復権に際し、調査委員会の、ひいてはこの組織に代表を送り込んだ各省庁の不安と苛立ちをみることができる。レジスタンス神話の確立に象徴される戦後フランスの再出発の道筋において、さらには「普遍的」な共和主義の普及を掲げてきた植民地支配の過程において、インドシナで5年近くにわたって確立されたヴィシー体制と対日協力が、大きな問題として立ちはだかったのである。

そうしたなかで、フランスにとっては、インドシナの支配者となった日本を、戦犯裁判を通して糾弾することが政治的に大きな意味を帯びるようになった。ただ単に、日本人による戦犯行為を告発するためだけでなく、日本との共存関係を否定するためにも、また、連合国との関係においてフランスの存在感を示すためにも、日本人の戦争犯罪を調査し、裁くことの重要性が認識されたのである。日本の敗戦後も、残留兵の存在などによる日本の影響力を危惧するフランスにとって、サイゴン裁判において日本人の残虐行為を暴き、犯罪者として裁くことは、日本による支配に完全なる終止符を打つという意味があった。また、連合軍上陸に関する情報をもっていると疑われたフランス人に対する拷問を主に裁くことで、「反日行為」の存在を強調することができた。

フランスがインドシナにおける日本の戦犯調査を行い、法廷を開くことは、この地に対する宗主権や自らの権威を象徴する行為でもあった。しかし実際は、現地住民への弾圧行為はほとんど裁かれることはなかった。ここに、武力で独立を阻もうとするインドシナ戦争と並行して行われていたこの裁判の問題点をみることができる。

サイゴン裁判が、インドシナ現地におけるフランスの支配と権威の復活に必要な手続きであるとするなら、11カ国が合同でA級戦犯を裁いた東京裁判は、国際社会へのフランスの復帰の文脈において捉えられるであろう。かろうじて連合国の一員とはなったものの、100パーセント明確な戦勝国ではなく、微妙な立場で戦後を迎えたフランスにとって、東京裁判に参加することは、他の連合国諸国との密接な関係を築くと同時に、自国の存在と発言力を国際的に示す意味をもっていた。対独協力や反共和主義的なヴィシー体制という戦時期の負の要素を払拭するためにも、フランスは法

廷において、対日協力を徹底的に否定し、日本の残虐行為を糾弾し、インドシナにおけるレジスタンスを強調し、フランスは日本の協力者ではなく、欧米諸国のなかで最初の犠牲者であると主張したのである。

フランスで行われたインドシナ調査委員会では、いかなる理由があろうとも、日本に抵抗しなかったフランス人への糾弾が徹底的になされた。これはヴィシー体制に関連する全てを一掃しようとする、国内的な「清算」の意味が強かった。対外的には、むしろ日本の侵略性とフランスの被害を強調する必要があった。そうすることで、日本の侵略によって一度途切れた「共和主義的」なインドシナ植民地支配を戦後再開するための状況を整えようとしたのである。

インドシナにおける戦争犯罪調査の主導権をにぎり、これらの戦犯裁判に参加することは、フランスにとって、はじめから自明の権利であったわけではなかった。敗北や占領によって弱体化した国力を復活させ、国際社会において確固たる地位を築き、対日協力のそしりをおこなうためにも、フランスにはなんとしてもこれらの権利を獲得する必要があった。戦後の混乱やイギリスと中国のインドシナ駐留、情報・人材・資料不足など様々な困難にもかかわらず、周到に、時に強引に、フランスは日本人戦犯裁判という舞台を利用することによって、自国の復権をはかり、戦後における再出発を切ったのである。これらの裁判において、戦争犯罪のみが裁きの対象とされ、日本の植民地主義というもう一つの暴力は糾明されることのないまま戦後を迎えることとなったが⁽⁹⁹⁾、そこには、裁く側の植民地支配を不問にする戦略もまたからんでいたからである⁽¹⁰⁰⁾。

(経済学部准教授)

(99) 同上、23頁。

(100) この点に関しては、永原陽子『「植民地責任」論とは何か』永原陽子編『「植民地責任」論』青木書店、2009年、11～14頁を参照のこと。